

オギノ食糧株式会社
新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

「安心して食べられる商品だけを皆様に」
食の安全と安心をお届けするために

2020年2月28日

国では、2020年2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定し、まさに今が、健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期であるとしています。

そのため、当社においても、職員一丸となって、それぞれができることを実践し、「安心して食べられる商品だけを皆様に」をモットーに食の安全と安心をお届けするために、一層努力する必要があります。

については、このマニュアルを策定し、日常生活及び業務上の注意点を明らかにし、当分の間、励行することといたします。

1 日常生活で気を付けること

① 手洗い

感染予防には手洗いが重要なポイントです。外出先からの帰宅時、調理の前後、食

事の前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液で手を洗いましょう。

② 咳エチケット

咳やくしゃみが出るときは、マスクの着用、袖やハンカチ、ティッシュで口や鼻を覆い飛沫を防ぎましょう。

③ 体調管理

発熱等の風邪症状が見られたら、体温を測定して記録しましょう。

決して無理をせず、外出を控え、会社を休みましょう。

④ その他

休日の過ごし方にも注意し、感染予防に努めましょう。

イベントなど人込みの多い場所を避けるなど、注意しましょう。

持病がある方、ご高齢の方は、一層注意しましょう。

2 業務で気を付けること

① 体調の確認

毎朝、家庭において体温を測定し、発熱等の症状がないことを確認しましょう。

出社した時には、社屋の入り口に設置した非接触型体温計で検温し、発熱のないことを確認しましょう。この時、二人以上で互いに確認しあいましょう。

② 発熱等の風邪症状への対応

発熱等の風邪症状が見られたら、無理をせず、会社を休みましょう。

この時、入社前に状況を上司に連絡し、相談してください。

③ 手洗いの実施

手をまめに洗いましょう。トイレ、洗面所などに、「正しい手の洗い方」を掲示してありますので、参考にしましょう。

④ アルコール消毒液の設置、施設・設備の管理

社屋、倉庫、冷凍庫などの入り口付近にアルコール消毒液設置してありますので手を消毒しましょう。また、お客様にも消毒をお願いしましょう。

多数の職員が触れる場所や備品、車両など、常に清潔に保ちましょう。

なお、品不足等によりアルコール消毒液が入手できない事態も想定されますので、その時には石鹸でよく手を洗ってから施設・設備を使用しましょう。

⑤ マスクの着用など

就業中はマスクを着用しましょう。お客様から見える位置に「感染予防のため、マスクを着用しています」など、掲示しましょう。

咳などの症状があるが場合は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の人に病気をうつす可能性があります。

ますので、咳エチケットを励行してください。

⑥ その他業務に関する事項

- ・当社主催のイベント等は、必要最低限のもののみとします。
- ・社内の会議等は、可能な限り、短縮・省略します。
- ・外部の会議会合等への出席は、原則、ご遠慮させていただきます。

3 各相談窓口

国・県・市で開設している相談窓口は次のとおりです。

これらの窓口にご相談した場合は、上司への連絡も行いましょう。

当社及び職員は、相談窓口の適切なアドバイスを受けるとともに、行政や医師の指示に従います。

(以下、山梨県 HP による)

① こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が 2 日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

② 一般のお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般のお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～21:00（土日・祝日も実施）

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

③ 山梨県の連絡欄

●一般のご相談は、「新型コロナウイルス感染症専用相談ダイヤル」

電話 055-223-8896（FAX 055-223-1499） 平日 午前9時から午後5時

●新型コロナウイルスの感染が疑われる方のご相談は、「帰国者・接触者相談窓口」

・中北保健所（地域保健課）

電話 055-237-1403（FAX 055-235-7115）

・中北保健所峡北支所（地域保健課）

電話 0551-23-3074（FAX 0551-23-3075）

・峡東保健所（地域保健課）

電話0553-20-2752 (FAX 0553-20-2754)

- ・ 峡南保健所 (地域保健課)

電話0556-22-8158 (FAX 0556-22-8159)

- ・ 富士・東部保健所 (地域保健課)

電話0555-24-9035 (FAX 0555-24-9037)

- ・ 甲府市保健所 (医務感染症課)

電話055-237-8952 (FAX 055-242-6178)

4 その他

本マニュアルは、2020年 2月 28日の段階で作成したものです。

今後、状況により更新していきます。

新型コロナウイルスを他人事と考えず、職員一丸となって安全対策に取り組んでまいりましょう。